

技能職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1、現状

(平成19年4月1日現在)

(1) 技能職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
宇多津町	44.2歳	25人	307,264円	343,950円
香川県	43.4歳	349人	347,239円	384,555円
国	40.7歳	5,193人	287,094円	—

(2) 民間従業員の平均年齢及び平均給与月額

区分	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円
用務員	53.9歳	227,200円

(民間データは、平成17～19年の公表されている賃金構造基本統計調査結果を使用)

(3) その他給与に関する事項

- ① 昇給への勤務成績の反映状況
人事考課制度の導入により決定
- ② 期末手当・勤勉手当
 - ・ 支給割合
 - ・ 勤勉手当への勤務実績の反映

2、これまでの取組状況と今後の見直しに向けた基本的な考え方

(1) これまでの取組状況

- ① 標準職務の抜本的見直し
平成18年度より給与構造の見直し
- ② 55歳昇給抑制の実施(平成18年度より)
- ③ 退職時特別昇給の廃止(平成15年1月より)
- ④ 特殊勤務手当の見直し(平成18年度より)
 - 葬祭作業従事職員特殊勤務手当 廃止 36,000円/月
 - 能率皆勤特殊勤務手当 廃止 3,000円/月
- ⑤ 退職者の管理徹底

(2) 今後の見直しについての基本的な考え方

技能労務職の給与については、地方公務員法等に基づき、類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業従業員の給与等との均衡に留意し、住民の理解と納得が得られる適切な給与制度の運用に努める。

3、今後の具体的な取組み内容

(1) 能力・実績主義の徹底

① 職員の勤務実績の勤勉手当への反映

人事考課等に基づき、職員の勤務実績を勤勉手当額により一層的確に反映させる。

② 職員の能力や実績を反映した査定昇給の徹底

人事考課等に基づき、職員の能力や実績を査定昇給に的確に反映させる。

(2) 手当の見直し

① 特殊勤務手当の見直し

平成22年度より、し尿処理作業従事職員特殊勤務手当・清掃作業従事職員特殊勤務手当(一日につき1,200円)の廃止をする。

4、技能労務職員の見直し方針の策定と推進

勤務実態や社会情勢等にあわせ、特殊勤務手当の見直しを検討した上で、技能労務職員が従事している業務のアウトソーシング導入などを推進し、その見直しの基本方針を策定する。